

環自総発第 2409191 号
令和 6 年 9 月 19 日

ペットオークション運営業者・ブリーダー・
ペットショップ等関連団体 御中

環境省自然環境局総務課長

動物の愛護及び管理に関する法律及び関係法令の遵守について（要請）

昨年 11 月に環境省から都道府県等に依頼した調査の結果、全国のペットオークションで取引された多くの犬又は猫について生年月日の改ざんがなされていること及び当該犬猫を出品したブリーダーが出生後 56 日を経過しない犬猫の販売規制（以下「8 週齢規制」という。）等に違反していることが強く疑われ、また、一部のブリーダーについては犬猫の生年月日を改ざんし、8 週齢規制等に違反している事実も確認された。さらに、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（以下「飼養管理基準」という。）第 2 条第 7 号テにおいて、競りあわせ業者には、その実施する競りに参加する事業者（ブリーダー）が関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取する義務が課せられているにも関わらず、ペットオークションにて生年月日が改ざんされた幼齢の犬猫を取り扱っていることが疑われた。

調査結果からはブリーダー及びペットオークション運営業者において違法が常態化していることが疑われ、このような事態が生じていることは誠に遺憾である。

また、飼養管理基準第 2 条第 7 号リにおいて、動物の取引を行うに当たっては当該取引の相手方が関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取する義務が課せられているため、ペットショップについても、ブリーダーから直接又はペットオークションを介して犬又は猫を購入する際に、生年月日の改ざんがないことを聴取する義務がある。

なお、ペットオークション運営業者及びペットショップが聴取する際には、各個体の ①歯の萌出状況、②体重が 57 日齢相当か、③帝王切開時の出生証明

書との整合等の情報も参照するなどし、生年月日の改ざんがないことを確認の上、取引が行われる必要があると考えられる。

以上を踏まえ、ブリーダーにおいては、生まれた犬猫の生年月日及び成長の記録等を個体ごとに管理するなど、幼齢の犬猫の適切な管理を進め、出生後8週（56日）を経過しない犬猫の販売等の禁止を遵守するよう強く求める。

また、ペットオークション運営業者においては、競りに参加する事業者が関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合には実施する競りに当該事業者を参加させない義務を確実に履行されたい。

ペットショップにおいては、取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては当該取引の相手方と動物の取引を行わない義務等を確実に履行されたい。

これらの事項について、犬又は猫を取り扱う業界団体等に対し、改めて動物の愛護及び管理に関する法令の遵守を強く要請するとともに、本要請について貴会員等関係者へ周知されたい。

なお、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第23条第1項及び第2項に基づき、都道府県知事等（指定都市の長を含む。）は飼養管理基準又は8週齢規制等を遵守していないと認める者に対して勧告することができ、さらに、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同条第4項に基づき、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。当該命令に違反した者には、同法第46条に基づき、100万円以下の罰金が科されることになる。本要請については、都道府県及び指定都市にも通知し、適切な指導・監督がなされるよう依頼することを申し添える。

【参照条文】

○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（抄）

（基準遵守義務）

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2・3 （略）

4 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、第一項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

（幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限）

第二十二条の五 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

（勧告及び命令）

第二十三条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第四項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条の四若しくは第二十二條第三項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第二十二條の五の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 （略）

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 （略）

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第二十三条第四項、第二十四条の二第二項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

○第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第7号）（抄）

（第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）

第二条 法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一～六 (略)

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ～チ (略)

リ 動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第二十六条第一項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあっては、当該特定動物の取引を行わないこと。

ヌ～エ (略)

テ 競りあわせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。

ア (略)